

## 中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金 Q&A

### Q1 補助対象となる保険の指定はありますか？

A：中学生を被保険者、または被共済者として、自転車事故により相手方に怪我などをさせた場合にその損害を補填する自転車損害賠償保険が対象になります。（保険会社の指定はございません。）

その他、自転車事故の損害を補填する保険相当分の内容が証書などで確認できる場合に限り、自転車保険・火災保険等、他の保険の特約や付帯でも対象となります。

### Q2 すでに加入している保険は補助対象になりますか？

A：すでに加入している保険も、令和3年度を保険期間とするものは補助対象となります。保険料、保険期間が分かるもの（証書など）を必ず添付し、ご申請ください。年度途中で契約を更新した場合は、その契約分の証書の添付が必要になります。

### Q3 家族に中学生が2人いる場合は補助金額はどうなりますか？

A：同一の世帯（≒保護者）に中学生が2人以上いる場合は、1契約につき上限1,000円の補助とさせていただきます。つまり、中学生がそれぞれ個人で保険に加入している場合は上限1,000円ずつ交付できますが、ファミリー加入等の世帯全員で1つの契約に加入している場合などは、人数にかかわらず全体で上限1,000円までの補助となります。  
この考え方は3人でも4人でも同様となります。

### Q4 申請書はどこで配布されますか？

A：申請期間前（12月中旬頃）に学校を通じて配布をする予定です。そのほか、町ホームページでのダウンロード・学校教育課窓口での配布も対応しております。

### Q5 保険の証書が見つかりません。添付しなくても申請は可能ですか？

A：保険に加入していること、保険料（付帯・特約等の場合は自転車損害賠償保険相当分の金額）、保険の期間が確認できないものは補助金の交付ができません。申請をご希望の際は、現在保険証書をお持ちの場合は必ず申請期間まで保管いただくとともに、紛失等により証書がない場合、恐れ入りますが保険会社にお問い合わせください。

### Q6 申請から補助金の交付まではどのくらいかかりますか？

A：3月下旬に、申請書兼請求書に記載していただいた口座へ補助金を振り込みます。流れとしては、申請していただいた後、教育委員会にて内容を確認し、交付決定の通知書を保護者様へ送付します（学校は経由しません）。

※補助金額が分からない場合は、「補助金額計算シート」をお使いください。

**その他、ご不明点がございましたら茨城町教育委員会学校教育課**

**(TEL：029-240-7121) までお問い合わせください。**